

# 騒音規制法及び振動規制法届出のしおり

奈良市保健所

保健・環境検査課

## 第1 はじめに

近年、わが国における産業の発展、人口の都市集中、交通機関の発達など社会、経済情勢の進展はめざましいものがあります。

しかし、このような急激な経済、社会的変動の過程において、公害問題が各地で発生しており、特に工場・事業場から発生する騒音・振動は住民の日常生活に身近な公害として、快適な生活環境のみならず、その健康をも害しており深刻な社会問題となってきました。このような事態に対処して、騒音規制法及び振動規制法が制定されております。

奈良市は全域がこれらの法律の指定地域となっており、特定施設を設置する工場・事業場については法律の規制が全面的に適用されております。

工場・事業場の代表者・事業主（特定施設を設置しようとする者）は、これらの法律に基づいた手続きを行う必要がありますので、このしおりを熟読されて、所要の手続きをとってください。

## 第2 規制地域

騒音・振動とも、奈良市全域

### 第3 規制基準

#### (1) 騒音の規制基準

時間の区分 区域の区分	昼 間 (午前8時～午後6時)	朝 夕 (午前6時～午前8時、 午後6時～午後10時)	夜 間 (午後10時～翌日午前6時)
第一種区域 第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域及び風致地区（第三種区域に該当する区域を除く）並びに歴史的風土保存区域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第二種区域 第一種・第二種住居地域、準住居地域（第一種区域に該当する区域を除く）及びその他の区域	※ 60デシベル	※ 50デシベル	※ 45デシベル
第三種区域 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	※ 65デシベル	※ 60デシベル	※ 50デシベル
第四種区域 工業地域	※ 70デシベル	※ 65デシベル	※ 55デシベル

#### 参考

- (1) デシベルとは計量法別表第2に定める騒音の大きさの計量単位のことです。
- (2) 騒音の大きさの測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用い、日本工業規格Z8731に定める測定方法によるものとします。
- (3) 測定場所は、工場等の敷地境界線上です。

## (2) 振動の規制基準

時間の区分 区域の区分	昼 間 (午前8時～午後7時)	夜 間 (午後7時～翌日午前8時)
第一種区域 第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種・第二種住居地域、準住居地域及びその他の地域	※ 60デシベル	※ 55デシベル
第二種区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	※ 65デシベル	※ 60デシベル

### 参考

- (1) デシベルとは、計量法別表第2に定める振動加速度レベルの計量単位のことです。
- (2) 振動測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用います。
- (3) 測定場所は、工場等の敷地境界線上です。

ただし、(別表)に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における当該基準は、この表から騒音、振動ともに、5デシベルを減じた値とします。(※の部分)

### 別 表

1. 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校
2. 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所
3. 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの
4. 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
5. 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
6. 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

## 第4 特定施設の定義

これら法律でいう「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音・振動を発生する施設であって、騒音規制法施行令別表第1及び振動規制法施行令別表第1に掲げられている施設のことをいいます。

## 第5 特定施設の種類

騒音関係（騒音規制法施行令別表第1）

### (1) 金属加工機械

- イ. 圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。）
- ロ. 製管機械（分類 条材引抜機及び条材押出機，製管機械及び装置）
- ハ. ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）
- ニ. 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
- ホ. 機械プレス（呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。）
- ヘ. せん断機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）
- ト. 鍛造機（分類 鍛造機（ヘッダー、製釘機、製鋌機含む。））
- チ. ワイヤフォーミングマシン
- リ. ブラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。）
- ヌ. タンブラー
- ル. 切断機（といしを用いるものに限る。）

注：切断機については、平成9年10月1日から施行

- (2) 空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）  
（分類 圧縮機（冷凍機を除く），送風機（排風機を含む））
- (3) 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）  
（分類 破砕機，摩砕機（グラインディングミル），ふるい分機，分級機）
- (4) 織機（原動機を用いるものに限る。）  
（分類 力織機，自動織機，むひ織機，特殊織機等）
- (5) 建設用資材製造機械
  - イ. コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）  
（分類 コンクリート機械（コンクリート柱，コンクリート管，コンクリートブロック製造））

- ロ. **アスファルトプラント** (混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)  
(分類 アスファルト舗装機械, アスファルトプラント)
- (6) **穀物用製粉機** (ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)  
(分類 食料及び飲料加工機械及び装置, 穀物処理機械及び装置)
- (7) **木材加工機械**
- イ. **ドラムバーカー**  
(分類 パルプ製造機械)
- ロ. **チップパー** (原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。)  
(分類 パルプ製造機械)
- ハ. **碎木機**  
(分類 碎木グラインダ)
- ニ. **帯のご盤** (製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。)  
(分類 製材機械及びのご仕上機械, 木工機械及び木工工具研削盤)
- ホ. **丸のご盤** (製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。)  
(分類 製材機械及びのご仕上機械, 木工機械及び木工工具研削盤)
- ヘ. **かんな盤** (原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。)  
(分類 木工機械及び木工工具研削盤)
- (8) **抄紙機**
- (9) **印刷機械** (原動機を用いるものに限る。)
- (10) **合成樹脂用射出成形機**
- (11) **鋳造型機** (ジヨルト式のものに限る)

振動関係（振動規制法施行令別表第1）

(1) **金属加工機械**

イ. **液圧プレス**（矯正プレスを除く。）

ロ. **機械プレス**

ハ. **せん断機**（原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。）

ニ. **鍛造機**

ホ. **ワイヤーフォーミングマシン**（原動機の定格出力が37.5キロワット以上のものに限る。）

(2) **圧縮機**（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）

（分類 圧縮機（冷凍機を除く））

(3) **土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機**（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）

（分類 破砕機，摩砕機（グラインディングミル），ふるい分機，分級機）

(4) **織機**（原動機を用いるものに限る。）

（分類 力織機，自動織機，むひ織機，特殊織機等）

(5) **コンクリートブロックマシン**（原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のものに限る。）並びに**コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械**（原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。）

(6) **木材加工機械**

イ. **ドラムバーカー**

（分類 パルプ製造機械）

ロ. **チップパー**（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）

（分類 パルプ製造機械）

(7) **印刷機械**（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）

(8) **ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機**（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。）

(9) **合成樹脂用射出成形機**

（分類 合成樹脂加工機械のうち射出成形機）

(10) **鋳造型機**（ジヨルト式のものに限る。）

## 第6 届出事項

特定施設を設置しようとする者は、下記の表の事項に該当する場合は届出をしなければなりません。

### (1) 騒音規制法の届出事項

届出様式	概要	条文	届出の時期	届出事項	必要添付書類	届出をするもの	提出部数
様式第1 特定施設設置届出書	新しく設置しようとする場合	第6条	特定施設の設置工事の開始の日の30日前までに	(ア)氏名又は名称、住所、法人のときは代表者名 (イ)工場又は事業場の名称及び所在地 (ウ)特定施設の種類ごとの数 (エ)騒音の防止の方法 (オ)工場又は事業場の事業内容 (カ)常時使用する従業員数 (キ)特定施設の型式及び公称能力 (ク)特定施設の種類ごとの通常の日における使用開始及び終了の時刻	特定施設の配置図 特定工場等及びその付近の見取図  (参考として特定施設の仕様書(カタログ)もお願いします。)	個人営業のときは事業主	2部
様式第2 特定施設使用届出書	従来から設置してある場合	第7条	特定施設となった日から30日以内に				
様式第3 特定施設の種類ごとの数変更届出書	特定施設の種類ごとの数を変更する場合	第8条	変更に係る工事の開始の日の30日前までに				
様式第4 騒音の防止の方法変更届出書	騒音発生防止の方法を変更する場合						
様式第6 氏名等の変更届出書	氏名、名称、住所、法人の代表者名、工場又は事業場の名称及び所在地を変更する場合	第10条	変更のあった日から30日以内に	変更しようとする事項について届出		法人のときは代表者	
様式第7 特定施設使用全廃届出書	特定施設のすべての使用を廃止した場合		廃止した日から30日以内に	各様式により届出			
様式第8 承継届出書	特定工場等に設置するすべての特定施設を譲り受けたり借り受けた場合	第11条	承継があった日から30日以内に				



(2) 振動規制法の届出事項

届出様式	概要	条文	届出の時期	届出事項	必要添付書類	届出をするもの	提出部数
様式第1 特定施設設置届出書	新しく設置しようとする場合	第6条	特定施設の設置工事の開始の日の30日前までに	(ア)氏名又は名称、住所、法人のときは代表者名 (イ)工場又は事業場の名称及び所在地 (ウ)特定施設の種類ごとの数 (エ)振動の防止の方法 (オ)工場又は事業場の事業内容 (カ)常時使用する従業員数 (キ)特定施設の型式及び公称能力 (ク)特定施設の種類ごとの通常の日における使用開始及び終了の時刻  変更しようとする事項について届出	特定施設の配置図 特定工場等及びその付近の見取図  (参考として特定施設の仕様書(カタログ)もお願いします。)	個人営業のときは事業主    法人のときは代表者	2部
様式第2 特定施設使用届出書	従来から設置してある場合	第7条	特定施設となった日から30日以内に				
様式第3 特定施設の種類及び能力ごとの数変更届出書 特定施設の使用の方法変更届出書	特定施設の種類及び能力ごとの数や使用の方法を変更する場合	第8条	変更に係る工事の開始の日の30日前までに				
様式第4 振動の防止の方法変更届出書	振動発生防止の方法を変更する場合						
様式第6 氏名等の変更届出書	氏名、名称、住所、法人の代表者名、工場又は事業場の名称及び所在地を変更する場合	第10条	変更のあった日から30日以内に	各様式により届出			
様式第7 特定施設使用全廃届出書	特定施設のすべての使用を廃止した場合		廃止した日から30日以内に				
様式第8 承継届出書	特定工場等に設置するすべての特定施設を譲り受けたり借り受けた場合	第11条	承継があった日から30日以内に				

## 第7 規制措置

### (1) 計画変更勧告・改善勧告および改善命令

#### イ. 計画変更勧告（騒音規制法第9条，振動規制法第9条）

改善勧告（騒音規制法第12条，振動規制法第12条）

特定工場等において発生する騒音・振動が規制基準に適合しないことにより、その周辺の生活環境が損なわれると認められたときは、騒音・振動の防止の方法又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更するよう勧告されることがあります。

#### ロ. 改善命令（騒音規制法第12条，振動規制法第12条）

計画変更勧告又は改善勧告を受けたものが勧告に従わないときは、勧告に従うように命ぜられることがあります。

### (2) 報告の徴収及び立入検査（騒音規制法第20条，振動規制法第17条）

特定施設の状態などについて、報告を求められることがあります。また必要があると認めるときは、市の職員が特定工場等に立ち入り、特定施設その他の物件を検査することがあります。

※ 立入検査をする職員は、身分を示す証明書を携帯します。

## 第8 罰則

下記の場合には法律に基づき罰則が適用されますので留意してください。

- (1) 特定施設の設置の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合。
- (2) 特定施設の使用の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合。
- (3) 特定施設の数等の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合。
- (4) 騒音及び振動の防止の方法の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合。
- (5) 氏名等の変更、承継、廃止の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合。
- (6) 改善命令に従わない場合。
- (7) 報告義務違反をしたり、立入検査を拒み、妨げた場合。